

東南アジアにおける人身取引対策の地域協力に関する考察

—— ASEAN による制度的枠組み形成過程の検討——

山根 健至*

はじめに

貧困や経済格差の拡大、グローバル化などを背景として、近年、人身取引 (trafficking in persons) の問題が世界中で深刻化している¹⁾。人身取引は問題の性質上、その被害者や事案の正確な数字を把握するのは極めて困難であるが、性的搾取を目的とする女性・児童の国際的な人身取引に限っても、世界中で1年間におよそ60万から80万人が被害にあっていると推定される²⁾。

なかでもアジアは、内外への性産業目的の人身取引が盛んに行われることから、人身取引の「ハブ」と表現される³⁾。とりわけ東南アジア地域における人身取引は深刻であり、東南アジアの国々から域内外に取引される女性・児童は、1年間におよそ20万から23万人を数え、世界総数の4分の1ないしは3分の1におよぶ規模となっている⁴⁾。数字の正確さには議論があるが、問題が深刻であることにはかわりはない。近年、人身取引の問題は、深刻な脅威として東南アジア地域で認識されている⁵⁾。

そのような状況下、問題に対する取組みが求められているが、対策には、加害者の訴追 (Prosecution)、被害者の保護 (Protection)、発生の予防 (Prevention)、被害者の社会への復帰・再統合 (Reintegration) といった総合的な取組みが必要である⁶⁾。つまり、人身取引を行う個人や組織を法によ

* 立命館大学衣笠総合研究機構ポスドクトラルフェロー

って取り締まり処罰する加害者への刑事司法的な対応だけでなく、人身取引の被害者を保護し、人権を尊重した扱いをし、そして社会復帰を支援するなどの被害者への対応が不可欠である。

また、人身取引はしばしば国境を越えて行われるため、必然的に1つの事件に関係する場所（被害者の出身地、経由地、到達地）や加害者（リクルーター、運び屋、搾取人）、そして被害者が多国籍化する。そのため、刑事司法的対応に限ってみても、関係国間における関連する法律の調和化、捜査情報の交換や加害者の身柄引き渡し制度の整備など、地域的ないしは世界的な協力の枠組みが不可欠となる。

東南アジアにおける人身取引対策は1980年代からいくつかの国で実施されてきた。また、1990年代には国際機関や欧米諸国政府、非政府組織の支援を受け地域的な取り組みが試みられてきた。ただし、会議が開催され宣言が出されるものの、協力推進の地域的枠組み形成へ向けた本格的な取り組みはほとんど実施されてこなかった。

しかし本稿で述べられるように、2000年代に入り、その取り組みが活発化し、ASEANを中心として急速に進展している。また、ASEANによって出された関連する宣言や計画等では、被害者への対応に配慮する傾向が強くなっている。

近年、東南アジアにおける人身取引対策の地域協力は展開をみせており、それがどの程度進展しているのか、どのような実態を伴っているのか、そしてどのような課題があるのか等の検討が必要であろう。

本稿ではその予備的作業として、近年の東南アジアにおける人身取引対策に関する地域協力の制度的枠組み形成過程を検討する。具体的には、ASEANの役割に焦点を当て、1990年代末から現在にかけて、東南アジアにおいて人身取引問題が脅威としてどのように認識されてきたのか、人身取引対策の地域協力の枠組み形成がどのように実施されてきたのか、形成の推進に影響を与えた要因は何か、そして現時点でどのような課題が見出せるのか

を検討する。加えて、以降の考察の焦点をどこに当てるべきなのかを示したい。

1. 東南アジアにおける越境犯罪対策の地域的枠組み形成と人身取引

東南アジア地域における人身取引問題は新しいものではなく、対策についても1980年代頃から実施されてきた。しかしそれらは先進国政府や国際機関の支援を受けながら概して各国個別に実施されており、地域的な取り組みの制度化や枠組み作りはほとんど実施されてこなかった。

ただし、地域的な取り組みが全く行われてこなかったわけではなく、東南アジア域内外の諸アクターによっていくつか試みられてきた。例えば1996年には、東アジア・東南アジアにおける人身取引や非正規移民に関する政府間会議が、国際移住機関の主催のもと「マニラ・プロセス」として開始された。また、同じ1996年には、国連難民高等弁務官と国際移住機関が事務局および共催者となりアジア太平洋地域における難民や不法移住、そして人身取引などの人口移動に関連する様々な問題を議論する「アジア太平洋協議会 (Asia Pacific Consultations: APC)」が開始された。しかし、両者いずれもが非公式の協議プロセスであり、協力の制度化や枠組み形成という点では目立った成果を残していない⁷⁾。

その後、人身取引対策の地域協力の枠組み形成は2000年代に入り急速に進展するが、そこで中心的な役割を果たしたのがASEANであり、ASEANが1990年代後半以降進めてきた越境犯罪対策の枠組みが土台となった。まずは、ASEANにおける越境犯罪対策の地域的枠組み形成過程と人身取引対策の関連性を検討する。

東南アジアにおける越境犯罪に対する脅威認識

東南アジアにおける越境犯罪対策の地域協力は、1970年代後半あたりから

ASEAN を中心に試みられてきた。その嚆矢となったのが1976年6月にマニラで採択された「麻薬の濫用に対抗する原則に関する ASEAN 宣言」である。しかし、地域協力の焦点は宣言のタイトルに現れているように違法薬物の密輸対策であり、人身取引などの他の越境犯罪は視野に入っていなかった⁸⁾。越境犯罪の多様化、深刻化を背景として、対策の対象が拡大されるのは1990年代中頃からである。

1990年以降、ソ連崩壊に伴うロシア・マフィアの拡張、中国における経済発展、アジア経済危機、テロの活発化などを契機として、アジアの犯罪組織は飛躍的に規模を拡大し多国間ネットワークを拡張した。さらに近年の通信・情報・運搬・資本管理技術の飛躍的な高度化が、組織犯罪の発展に寄与するとともに、経済のグローバル化が生み出す貧富の差の拡大、貧困層の増加、資本の集中が、貧困層の犯罪集団への動員と政府汚職の増加を招き、アジア、とりわけ東南アジアにおける越境犯罪の拡大を驚異的に加速してきた。このような脅威認識が東南アジア域内で共有され、ASEAN は越境犯罪への地域的対応の強化に乗り出したのである⁹⁾。

1996年7月にジャカルタで開催された ASEAN 外相会議では、麻薬、マネーロンダリング、環境問題、不法移民などが地域に悪影響を与える「越境問題 (Transnational Issues)」として認識され、これらが ASEAN や ASEAN 加盟各国の長期的な発展に影響しないよう対応することが喫緊の課題であるとの認識が共有されている¹⁰⁾。ASEAN 外相会議の共同声明に上記の国際犯罪が「越境問題」との認識とともに登場するのは1996年が初めてであるが、これは、この頃に ASEAN の指導者たちが麻薬のみならず各種の越境犯罪を ASEAN 諸国に対する脅威として認識し始めたことを示している。

1997年12月15日にクアラルンプールで開催された第2回 ASEAN 非公式首脳会議で、ASEAN が2020年に向けて共同体として地域協力をさらに推し進めていくことを謳った「ASEAN ビジョン2020」が採択された。この宣言

では ASEAN における総合的な地域協力が掲げられているが、「我々は、環境の汚染・悪化、麻薬取引、女性・子供の取引、その他の越境犯罪などといった地域規模によってのみ対応可能な問題に対処する一致した作法と協力措置の発展を東南アジアにおいて構想する」と¹¹⁾、地域的に協力して対処すべき問題として越境犯罪が例示されている。このように、越境犯罪への対応には地域協力が不可欠であることも共通の認識として示されるようになった。

そして、直後の1997年12月20日には、第1回越境犯罪に関する ASEAN 閣僚会議 (ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime: AMMTC) がマニラで開催され、「越境犯罪に関する ASEAN 宣言」が承認された。宣言は、「地域の安定、発展、法の支配の維持、地域の人々の福利に対して、テロ、違法薬物取引、武器密輸、マネーロンダリング、人身取引、海賊などが与える甚大な悪影響を懸念する」との認識を示したうえで、「越境犯罪に対抗する世界的枠組みの存続は、制度と実践の各領域における強固な地域的取り組みにかかっていると確信し」、加盟国が「越境犯罪に立ち向かうことを固く決意した」と述べている¹²⁾。

その後、1998年7月にマニラで開催された第31回 ASEAN 外相会議での声明や、ハノイの第6回 ASEAN 首脳会議で採択された「ハノイ行動計画」(「ASEAN ビジョン2020」の行動計画に相当) などでも越境犯罪に対する地域協力の強化が重ねて盛り込まれているように¹³⁾、1990年代末に ASEAN の指導者たちが越境犯罪を脅威として強く認識し始めたことは明らかである。

協力の制度化・計画の策定

認識の表明、努力目標や大枠の提示に終わらず、「越境犯罪に関する ASEAN 宣言」では具体的な方策が示されている。その方策とは、①地域協力への加盟国のコミットメントを強化する、② ASEAN における諸機関の活動を調整する「越境犯罪に関する ASEAN 閣僚会議 (AMMTC)」を2年に1度開催する、③二国間ないし多国間の協力合意についての議論を行う、

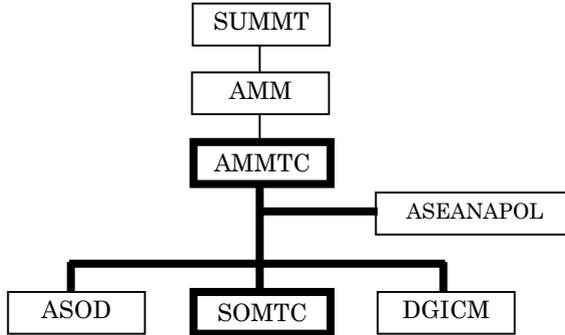
④ ASEAN 越境犯罪センターの設置を検討する、⑤ 1年以内に上級専門家特別グループを招集する、⑥各国の首都に警察の連絡担当者を相互に設置する検討を加盟国に促す、⑦加盟国間の政府諸機関のネットワーク構築を促す、⑧越境犯罪対策の範囲を拡大する、⑨加盟国が対話国や国際機関と密接に活動できるような方策を模索する、⑩他の ASEAN の諸機関と密接に協力、協調する、⑪ ASEAN 事務局の能力を強化する、である¹⁴⁾。

なかでも重要なのが AMMTC の設置であり、2年に1度の AMMTC 開催を足掛かりとして、地域的な取り組みの具体化に向けた制度や枠組み作りが徐々に進み始めた。

1999年6月にヤンゴンで開催された第2回 AMMTC では、越境犯罪が地域における重大な脅威であるとの認識が再び示されると同時に、それに対抗するための具体的な枠組みである「越境犯罪に対抗する ASEAN 行動計画」が採択された¹⁵⁾。行動計画の目的は、1国あるいは2国間レベルで行われている加盟国の越境犯罪対策の取り組みを地域レベルの取り組みに拡大するよう後押しすることとされた。この目的を達成するために、情報交換、法的事項、法の執行に関わる事項、訓練、制度面の能力構築、域外協力の各分野における取り組みが打ち出された¹⁶⁾。

さらに、行動計画の実施および ASEAN における協力を強化・調整するための制度的枠組みが示された。AMMTC が ASEAN の越境犯罪対策における協力推進の最高政策決定機関になるとともに、麻薬問題に関する ASEAN 上級実務者会議 (ASEAN Senior Officials on Drug Matters: ASOD)、ASEAN 警察長官会議 (ASEAN Chiefs of National Police: ASEANAPOL)、ASEAN 出入国管理局長および外務省領事局長会議 (ASEAN Director General of Immigration Department and Heads of Consular Affairs Division of the Ministries of Foreign Affairs Meeting : DGICM) などの ASEAN 諸機関との連携・調整を行うことが合意された。加えて、越境犯罪に関する ASEAN 上級実務者会議 (Senior Officials Meeting on Transnational Crime:

図：ASEAN における越境犯罪対策の制度的枠組み
 (太枠・太線が新たに形成された制度、連携)



(出典：Un Sovannasam, *The Association of Southeast Asian Nations' (ASEAN) Efforts in Dealing with Transnational Crime*, Centre of Asian Studies, The University of Hong Kong, 2005から抜粋して加筆)

SOMTC) の設置が合意された。SOMTC は毎年 1 回開催され、AMMTC で採択された計画や政策の実施、それらに関する作業プログラムの作成など、行動計画の具体化やプロジェクトの提案、ASEAN の関連機関における協力の調整、さらには国際機関との協力促進等を行う¹⁷⁾。(図)

SOMTC では、上記「行動計画」を実施するための具体的なプログラムの作成が進められた。そして2002年 6 月にクアラルンプールで開催された SOMTC の第 2 回年次会議において、「越境犯罪に対抗する ASEAN 行動計画実施の作業プログラム」が採択された。「作業プログラム」は、違法薬物の密輸、人身取引、海賊、武器密輸、マネーロンダリング、テロ、国際経済犯罪、サイバー犯罪を対策の優先領域において、情報交換、司法協調、法の執行、訓練、制度面の能力構築、域外協力を強化する行動方針を盛り込んでいる¹⁸⁾。

この間、越境犯罪に対する脅威認識はさらに強化されている。例えば、2001年10月の第 3 回 AMMTC の共同声明では、「我々は、越境犯罪が全て

の国の社会経済的および道徳的基盤を深刻に脅かし続けていることを認識している。我々は、越境犯罪がより組織化され、多様化し、拡散しており、それ故に ASEAN の平和、安全、そして発展に深刻な脅威となっていることに対する我々の深い懸念を改めて表明する。」¹⁹⁾と述べられているように、越境犯罪が「安全保障 (security)」の問題として捉えられるようになってきている。

以上のように、東南アジア諸国の指導者たちは、越境犯罪を地域や国家の安全保障問題として認識し、ASEAN において地域協力を核とした対応を採ることを繰り返し宣言した。そして、協力のための制度や枠組み作りを進めてきた。

越境犯罪対策の枠組みが形成されるなか、本稿の焦点である人身取引問題はどのような扱いだったのであろうか。越境犯罪を地域の脅威として認識し地域協力の必要性を謳う ASEAN の各種宣言や文書では、人身取引が越境犯罪の一つとして認識されている。例えば、「越境犯罪に対抗する ASEAN 行動計画」では、対象とする越境犯罪として、テロ、麻薬取引、武器密輸、マネーロンダリング、人身取引、海賊を挙げている。人身取引対策の地域協力は、上述してきたような ASEAN の越境犯罪対策の一環として位置づけられてきたのである。

麻薬、テロ対策の先行

しかし、宣言や声明で言及されている各種の越境犯罪が脅威として等しく認識され、対策が取り組まれていたわけではなく、ASEAN が伝統的に取り組んできた麻薬対策、そして2001年9月11日の同時多発テロ事件後はテロ対策に関心が集中していた。

ASEAN では1976年の「麻薬の濫用に対抗する原則に関する ASEAN 宣言」以降、麻薬対策の実務者会議が毎年開催され、1984年には麻薬問題に関する ASEAN 上級実務者会議 (ASOD) が発足した。ASEAN のメンバー拡大が

日程にあがった1990年代以降は対策の制度化が進められ、1994年10月には「麻薬乱用の取締に関する ASEAN 行動計画 (ASEAN Plan of Action on Drug Abuse Control)」が採択され、その翌年には「作業プログラム」が起案された。また、2000年には麻薬対策の包括的戦略の行動計画として、中国との協力を柱とする「危険薬物に対抗する ASEAN・中国共同作戦行動計画 (ASEAN and China Cooperative Operations in Response to Dangerous Drugs Plan of Action)」が承認された²⁰⁾。

言説のレベルでも、各種の越境犯罪の中で相対的に麻薬への関心が高い。例えば、1998年7月の ASEAN 外相会議で、麻薬に特化した「麻薬撲滅に関する ASEAN 共同宣言 (Joint Declaration for a Drug-Free ASEAN)」が採択され、「違法薬物の取引がマネーロンダリングや武器密輸といった他の越境犯罪と密接に関連しており、地域の政治や安全に対する深刻な脅威にまで拡大し得ることを十分認識している」²¹⁾と述べられた。また、1999年の第2回 AMMTC の共同声明には「ASEAN ビジョン2020」と「ハノイ行動計画」との関連で越境犯罪について述べられているパラグラフが2つあるが、そこで越境犯罪として取り上げられているのは麻薬のみである²²⁾。2000年の第33回 ASEAN 外相会議の共同声明では、「外相たちは、とりわけ越境犯罪との関連で ASEAN 地域の安全と安定に及ぼす麻薬の濫用、密輸の脅威に注目した。彼らは関係国が麻薬の脅威に対抗するにあたり一体となった取組みを強化するよう加盟国に求めた。」²³⁾と、麻薬問題への注目が明確に示されている。

また、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件後は、当然のことではあるが、テロに対する脅威認識が急激に高まりテロ対策に注目が集まった。閣僚、首脳レベルの会議が相次いで開催され、対テロの地域的協力を謳った宣言が出された。そして域外諸国との連携を含んだ地域協力の取組みが進められた²⁴⁾。

一方、人身取引については麻薬のような個別の宣言は出されず、声明等で

も特に言及が厚いわけではなかった。例えば、2001年の第34回 ASEAN 外相会議の共同声明では、麻薬対策については個別のパラグラフが設けられているが、人身取引対策に関する記述はない²⁵⁾。越境犯罪一般に対する脅威認識が高まり地域的な対策の枠組み作りが進んだが、個別に見れば麻薬やテロに認識や実践が集中しており、人身取引はその陰に隠れていたと言える。

2. 人身取引問題に対する世界的な契機

2000年代に入り、人身取引問題に関して世界的に重要な動きがいくつかあった。ASEAN における人身取引対策の展開は、以下のような世界的な契機に影響を受けたと考えられる。

世界的な基準・指針の成立：「パレルモ議定書」

近年、急速に規模を拡大している人身取引に対応するため、国連は2000年の総会で「人、特に女性および児童の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書 (Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children = パレルモ議定書)」を採択した。この「パレルモ議定書」は「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (the United Nations Convention on Transnational Crime)」に付随するもので、2003年に発効した。

議定書は、前文と4つの規定で構成されている。一つ目は基本的な内容を定めた「一般規定」で議定書の目的や人身取引の定義が示されている。第2条では議定書の目的を「(a). 女性及び児童に特別の考慮を払いつつ、人身取引を防止し、及びこれと戦うこと。(b). 人身取引の被害者の人権を十分に尊重しつつ、これらの者を保護し、及び援助すること。(c). (a)および(b)に規定する目的を実現するため、締約国間の協力を促進すること。」と定めている。第3条では、次のように人身取引を目的、行為、手段から定義する。「『人身

取引』とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用もしくは脆弱な立場に乗じることまたは他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働もしくは役務の提供、奴隷化もしくはこれに類する行為、隷属または臓器の摘出を含める」。二つ目の規定では「人身取引の被害者の保護」が、被害者に対する援助および保護の提供、受け入れ国における人身取引の被害者の地位、人身取引の被害者の送還、の点から定められている。三つ目の規定では「防止、協力その他の措置」が、人身取引の防止、情報交換および訓練、国境措置、文書の安全および管理、文書の正当性および有効性、の点から定められている。「最終規定」では、議定書の発効や改正などの手続き的内容が定められている²⁶⁾。

議定書は、人身取引の定義のなかで、性的搾取という人身取引の典型と考えられる目的に加え労働搾取を明記していること、目的としての搾取を重要視していること、潜在的被害者を搾取し被害者たらしめる需要サイドの問題も視野に入れていること、などの点で今日の人身取引問題の実態に 대응べく作成されており、国連におけるその採択は人身取引に対抗する国際的な法政策上の重要な一歩であった²⁷⁾。

また、取り締まりや防止のみではなく、被害者保護について多くの言及をし、締約国に被害者の保護を義務付けていることも画期的である。議定書の二つ目の規定である「人身取引の被害者の保護」では、人身取引の被害者を保護するために締約国が負うべき義務が定められている。第6条では、締約国は「自国の国内法において可能な範囲内で」被害者の私生活およびプライバシーを保護するとともに、「非政府機関その他の関連機関および市民社会の他の集団と協力して」人身取引の被害者に「適切な住居」、「被害者が理解することのできる言語によるカウンセリングおよび情報」、「医学的、心理的、

および物的援助」、「雇用、教育および訓練の機会」を提供する措置をとらなければならないと定められている。続く第7条、第8条では、「被害者が一時的または恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する」ことや、締約国が被害者を出身国に送還する場合は、被害者の「安全およびその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続きの状況に妥当な考慮を払いつつ行われるものとし、かつ、任意で行われることが望ましい」と定めている²⁸⁾。

名指しの圧力の登場：『人身取引報告書』

2000年にアメリカ議会で「人身取引被害者保護法 (Trafficking Victim Protection Act)」が成立した。「人身取引被害者保護法」は、人身取引問題に国際的に取り組むために、他国政府の人身取引への対応を評価した報告書を毎年発行するよう国務省に要請している。それに基づきアメリカ国務省は2001年以来、国連加盟各国政府の人身取引問題への対応を3段階(2004年版から4段階)で評価する『人身取引報告書 (Trafficking in Persons Report)』を毎年発行している。最低ランクの評価を受けると制裁の対象となること、加えて、低評価により先進国からの援助が削減され得るとの認識や、国の名誉が傷つくとの認識などから、対象国はアメリカの要求に応じざるを得ないとの指摘がなされている²⁹⁾。また、低い評価を受けた国は汚名返上のために今まで以上の努力をするようになり、国際的に人身取引対策が強化されるという結果を生んでいるなどの指摘もある³⁰⁾。

域外諸国を含んだ協力枠組みの形成：「バリ・プロセス」

2000年代に入り、東南アジアを含むアジア・太平洋地域では、人身取引問題に関する多国間協議の枠組み形成および国際協力の強化が進められている。2002年2月、インドネシアのバリ島において「密入国、人身取引および関連する越境犯罪についての地域閣僚会議 (Regional Ministerial

Conference on People Smuggling, Trafficking in Persons and Related Transnational Crime)」が開催された。会議にはアジア・太平洋地域各国の関係大臣が集まり、問題に対処するための国際協力について意見が交わされた。そして、今後も定期的に地域間協議の場をもつとともに、具体的な協力案件を実施するための枠組みとして「バリ・プロセス (Bali Process)」を立ち上げることが合意された。「バリ・プロセス」には、アジア、ヨーロッパ、中東、北米、アフリカからおよそ60カ国が参加しており、ASEAN加盟10カ国はすべて参加国となっている。また、国連移住機関、国連難民高等弁務官、国連開発計画、国際労働機関、アジア開発銀行、世界銀行、国際刑事警察機構などの国際機関も参加している。会議では、法執行と国境管理、法執行における地域的な訓練プログラムの開発を含む国家の能力構築支援、人身取引と児童買春ツアーに焦点を当てる、遺失・盗難パスポートに関する立法・政策の形成、相互支援と身柄引き渡しにおける取り組み強化、などが課題に挙げられている³¹⁾。

この「バリ・プロセス」は現在も定期的に会合が持たれており、人身取引対策の多国間連携を推進する場として定着しつつある。東南アジア諸国は、地域内の人身取引対策を補完、促進するために先進国のリソースを必要としており、それを引き出す場となり得るものである。

3. ASEANにおける人身取引対策の枠組み形成の「進展」

先述したように、ASEANにおいては越境犯罪が人身取引を含む形で脅威として強く認識されてきたが、個別的に見ると人身取引の扱いは決して重いものではなく、具体的な方策については1999年の「越境犯罪に対抗するASEAN行動計画」で、人身取引を「犯罪化 (criminalize)」することが述べられているだけだった。

しかし、2002年にASEANで承認された「越境犯罪に対抗するASEAN

行動計画実施の作業プログラム」では、人身取引対策が優先領域のひとつに明確に位置づけられた。「作業プログラム」では、加盟国間の情報交換、国民の認識の強化、人身取引の犯罪化、政策的調和、二国間ないし多国間の法的枠組みの形成、訓練プログラムの構築、各国の各機関のネットワーク構築、ASEANの諸機関の制度的連携強化、域外国との情報交換強化などが対策として示された³²⁾。

さらにその後、前節で述べた世界的な認識および取り組みの広がりを背景に、ASEANでは、人身取引対策に特化した宣言や行動計画が作成されていく。

人身取引に対する認識の高まりと被害者対応の強調

2004年11月に開催された第10回 ASEAN 公式首脳会議で「人身取引とりわけ女性および子供の人身取引に対抗する ASEAN 宣言 (ASEAN Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children = ASEAN 人身取引宣言)」が採択された。この宣言の採択は、東南アジアにおける人身取引対策進展の重要な契機となり、この採択以降、対策が着実に進展し始める³³⁾。

宣言は、人身取引対策における包括的な地域的アプローチの必要性が差し迫っているとの認識を示し、人身取引、特に女性と子供の人身取引に対する効果的な取り組みを協力して推し進めるための方策を次の8つの項目にまとめている。① ASEAN 域内において人身取引、特に女性と子供の人身取引を防止し対抗するための地域の中核ネットワークを構築する、②各国のパスポート、公的渡航文書、身分証明その他の公的渡航文書の価値を不正行為から保護する方策を採用する、③定期的な意見交換、関連する人の移動の流れ、趨勢、傾向についての情報共有、国境管理と監視メカニズムの強化、適切に必要な法の制定を実施する、④各国の出入国管理およびその他の法執行諸機関の間の協力を強化する、⑤人身取引の被害者と加害者を区別し、被害者の

出身国および国籍を特定し、その後に、被害者が人道的に取り扱われ、出身国への即時帰国を含め、受け入れ各国において適切であると見なされる基本的な医療及び他の形態の支援を提供されることを保証する、⑥人身取引の真の被害者の人権と尊厳を尊重し擁護する行動を起こす、⑦人身取引に従事する個人および・もしくは犯罪組織に対し、強制的な行動・方策を採り、こうした活動を処罰するために可能な限り広範な支援をお互いに提供する、⑧人身取引に対抗し、防止するために、地域的な、また国際的な協力を強化するための方策を採る³⁴⁾。

これ以降、言説のレベルでは、ASEANにおける人身取引に対する脅威認識は確実に高まり、それは AMMTC の共同声明における扱いにも表れている。これまでは、「違法薬物の密輸、人身取引、マネーロンダリング、武器密輸、海賊、サイバー犯罪などを含む越境犯罪」というように表現され、人身取引が数ある越境犯罪のうちのひとつとして同一のパラグラフ内で扱われていた³⁵⁾。しかし、2007年11月の AMMTC の共同声明では、人身取引が単独で扱われるパラグラフが初めて置かれた。そこでは、「我々は地域において人身取引の被害が増加傾向にあることを認識している。このような観点から、我々は、ASEAN 対人身取引協定 (ASEAN Convention on Trafficking in Persons) 創出の可能性を検討することに合意し、SOMTC とその人身取引に関する作業部会にさらなる検討を課した」³⁶⁾と述べられている。人身取引問題についても、締結国に対する拘束力が想定される協定を締結する可能性に言及するまでに認識は高まったのである。

また、加害者への刑事司法的対応だけではなく、保護や人権尊重などの被害者への対応に関する要素が強くなっている。

2002年に採択された「越境犯罪に対抗する ASEAN 行動計画実施の作業プログラム」の人身取引対策について述べた部分では、被害者対応についての言及は少ない。そこでは、「被害者の保護と帰還後のリハビリのための地域的な訓練プログラムの構築」の必要性と加盟国に対する提案が述べられて

いるだけであった。

それが、人身取引対策に特化した「ASEAN 人身取引宣言」では、上記した①から⑧の項目の⑤と⑥を被害者保護についての項目としている。また、後述する同宣言の「行動計画」では、4つの領域のうちの一つが被害者の保護・支援にあてられている。宣言の冒頭で、「パレルモ議定書の精神を容受する揺るぎない願望を確認し」と述べていることから、被害者保護の観点を重視する同議定書や国際的な潮流の影響を受けていることは明確である。同じく冒頭では、「この共通の懸念の不道徳性および非人間性は、立法、法の執行、司法対応の強化の必要性を導き出していることを認識し」、「人間の開発および安全保障、そして ASEAN 地域の人々の生活の質の向上へのコミットメントをこの宣言を通して再確認する」³⁷⁾などと述べられており、人身取引の脅威が人間に対するものであり、対策の対象も人間にあることが強調されている。

人身取引対策の制度化・計画の策定

2006年、SOMTC は「ASEAN 人身取引宣言」の行動計画を作成するために「人身取引に関する特別作業部会」を設置した。常設ではなく特別の作業部会ではあるが、人身取引に特化した制度が置かれたことは極めて重要である。この特別作業部会で行動計画の案が作成され、さらなる検討の後、2007年6月の第7回 SOMTC で「人身取引とりわけ女性および子供の人身取引に対抗する ASEAN 宣言を実施する行動計画」が承認された³⁸⁾。「行動計画」には、①地域的・国際的協力、②人身取引の捜査における法執行の協力、③人身取引の訴追・審判、④被害者の保護・支援、の4領域における行動計画が示されている。①では、1) 人身取引への ASEAN の対応を調整し前進させるための地域的な中枢ネットワークを構築する、2) 人身取引の捜査と訴追、被害者の保護における地域的、国際的、国家的対応をより有効なものとするために法的、政策的枠組みを強化する、3) 地域における人身取引の

傾向や流れ、人身取引に関与する国際犯罪組織の手口に関連した ASEAN 加盟各国の情報把握力を向上させる、4) 人身取引対策における各国ごとおよび ASEAN 規模の成果や進展、人身取引に関連する、国際的、地域的、国家的法および政策の詳細かつ最新の記録を保持し普及することが示されている。②では、1) 人身取引を捜査するための ASEAN 加盟国における法執行能力を強化する、2) 法執行機関の間での二国間および地域的協力を強化する、ことが示されている。③では、1) 人身取引を成功裏に訴追し判決を下す ASEAN 加盟国の能力を強化する、2) ASEAN 加盟国の検察の間の二国間および地域的協力を強化する、ことが示されている。④では、1) 人身取引の被害者を成功裏に特定し、保護し、支援する ASEAN 加盟国の能力を強化する、ことが示されている³⁹⁾。「行動計画」は、SOMTC や ASEAN の諸機関を広範な活動にコミットさせ、ASEAN 加盟国間あるいは加盟国内における刑事司法的対応を強化することや共通の基準作りに強い焦点を置いている点で野心的である。

さらに、SOMTCの下に組織され、オーストラリア国際開発庁が援助する⁴⁰⁾、「人身取引への刑事司法対応に関する ASEAN ワークショップ」が、2007年5月、タイのバンコクで開催された。ワークショップには ASEAN 加盟10カ国すべてから、警察の専門部隊、検事、判事が参加した。ASEAN 加盟各国の刑事司法担当者が一同に会し人身取引問題に対するそれぞれの対応を話し合った初めてのワークショップであった。作業部会では、すべての ASEAN 加盟国において使用される「専門家ガイドライン」が合意された⁴¹⁾。

以上のように、2000年代に入り、ASEAN による人身取引問題に対する認識は深まりをみせ、被害者保護や人権重視の要素が外的要因の影響で強まった。そして、人身取引対策の地域協力の制度的枠組み形成は急速に進展している。

4. ASEAN 加盟国への「浸透」

人身取引対策の地域的協力、とりわけ刑事司法的対応の協力が効果的に機能するためには、ASEANによる枠組みの形成だけではなく、その精神が加盟各国に浸透すること、そしてその枠組みに沿った法制度の整備や政策が各国で実施され、域内での平準化・調和化が進むことが欠かせない。そのため、平準化・調和化を念頭に置いた加盟各国における法律、政策、制度等の構築が必要となる。「ASEAN 人身取引宣言」では、宣言内容の実施においては、「関係国の国内法および政策の許す限りにおいて」、「すべての加盟国は、自国の個々の法律および政策の必要に応じ、またそれらと矛盾のない限りにおいて」、という留保が付けられているため⁴²⁾、地域レベルの平準化・調和化の成否は各国に動向に委ねられている。そのため ASEAN は、各種の宣言や行動計画、そして出版などによって、加盟国に「呼びかけ」を行っている⁴³⁾。平準化・調和化の試みと現状をいくつか挙げておきたい。

人身取引の定義

有効な地域協力のためには、地域レベルでの法制度や政策の平準化・調和化が必要であると述べたが、最も重要なのが人身取引の定義の平準化である。何をもって人身取引とみなすのかが各国ごとに違っていれば地域協力は困難である。そのため、ASEAN 加盟各国が各々の国内法によって、国際社会での定義に沿った形で全ての形態の人身取引を犯罪化することが重要である。

国際的な定義では、人身取引は広範な目的のもとに行われ、男性、女性、少女、少年が被害者となり得るものであると認識される⁴⁴⁾。目的を性的搾取に限定したり、女性や少女を対象とした人身取引のみを犯罪化したりするような、人身取引の全ての範囲を適切に犯罪化しない国内法の枠組みは、人身取引への効果的な司法的対応を確立するにふさわしい土台にはならない。

定義の平準化には、それぞれの国が人身取引を包括的に定義する「パレル

表 1：パレルモ議定書の批准状況

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア
議定書の批准	未批准	2007年 7月	2009年 9月	2003年 9月	2009年 2月
国内法での定義*		○ 2008年	○ 2007年		
	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
議定書の批准	2004年 3月	2002年 5月	未批准	未批准(署名済)	未批准
国内法での定義	○ 2005年	○ 2003年		○ 2008年	

* 国内法における人身取引の定義がパレルモ議定書での定義に即しているかどうか。

(2009年12月31日現在)

(出典：United Nations Treaty Collectionホームページ http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-12-a&chapter=18&lang=en および、Association of Southeast Asian Nations, *ASEAN Responses to Trafficking in Persons: Ending Impunity for Traffickers and Securing Justice for Victims: Supplement and Update* (2007), 2008, から筆者作成。)

モ議定書」を批准しているかどうか、また、各国の人身取引に関する国内法において包括的な定義が採用されているかどうかポイントとなる。つまり、性産業向けの女性や子供の人身取引だけではなく、強制労働向け、また、男性の人身取引をも対策の対象としていることが重要である。

表 1 は ASEAN 加盟各国でパレルモ議定書が批准されているかどうか、そして、人身取引対策に関する国内法で、議定書の定義に沿って人身取引が定義されているかどうかをまとめたものである。2002年以降、各国で議定書の批准と国内法での定義の調和化が進んでいる。

刑事司法相互支援条約

越境犯罪への地域的な対応を強化するため、各国の治安機構や法執行機関の連携を強化する刑事司法相互支援条約 (Treaty on Mutual Legal Assistance in Criminal Matters: MLAT) が2004年に成立し、各国の批准が進んでいる。MLATは犯罪捜査、刑事訴訟手続きのための証拠収集を支援し、また、容疑者の身柄引き渡しを要求する手続きなどについての合意を形成するものである⁴⁵⁾。

表2：刑事司法相互支援条約の批准状況

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア
批准	2006年2月	未批准(署名済)	2008年6月	2007年6月	2005年6月
	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
批准	2009年1月	2008年12月	2005年4月	未批准(署名済)	2005年10月

(2009年12月31日現在)

(出典：Asia Regional Trafficking in Persons projectホームページ <http://www.artipproject.org/index.html> から筆者作成。)

表2は刑事司法相互支援条約の批准状況をまとめたものである。全ての国で批准あるいは署名がされている。

対人身取引専門部隊長プロセス

人身取引の越境性を考慮すると、事案を取り締まり、捜査し、訴追する各国の専門諸機関の地域的な連携は極めて重要である。

各国内の捜査機関で構成される対人身取引専門部隊が、2004年以降、定期的に会合を開き、人身取引の案件の捜査に関する情報や見解の交換を「専門部隊長プロセス (Heads of Specialists Units Process)」として実施している。また、情報やデータの交換に関する制度構築も進められている⁴⁶⁾。サブ地域レベルでは、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマーといった「大メコン圏」の国々の間で、年に4回の会合が持たれ、人身取引の被害者識別、容疑者検挙に関する情報交換や国境を越えた協力、対人身取引専門部隊の能力の標準化を目的とした人員の訓練や能力構築が取り組まれている⁴⁷⁾。また、司法相互支援を含めた警察の特別部隊間の協力強化を促進している⁴⁸⁾。

表3は専門部隊長プロセスへの各国の参加状況をまとめたものである。

以上、ASEAN各国の人身取引の定義、刑事司法相互支援条約の批准、専門部隊長プロセス参加を例として、ASEANにおける地域協力の枠組み形成の試みの加盟各国への浸透、すなわち、地域レベルでの法制度や政策の平準化・調和化の状況を一瞥した。例として挙げたものに関しては概して近年進

表3：専門部隊長プロセス参加状況

	ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア
参加	×	○	○ (2006-)	○	○ (2006-)
	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
参加	○	○ (2007-)	×	○	○ (2007-)

(2009年10月31日現在)

(出典：Association of Southeast Asian Nations, *ASEAN Responses to Trafficking in Persons: Ending Impunity for Traffickers and Securing Justice for Victims: Supplement and Update* (2007), 2008, から筆者作成。)

展していることから、制度面に関して言えば、ASEANにおいて人身取引に対する地域協力の枠組みが徐々に形成されていると評価することができよう。

5. むすびにかえて

ASEANにおける人身取引対策の地域協力の枠組み形成は、ふたつの段階に分けて捉える事ができる。

まず、1990年代後半以降、東南アジアにおいて越境犯罪が脅威として認識されるなか、人身取引もその一部として認識されてきた。地域協力の枠組み形成も同様に、ASEANの越境犯罪対策に含まれる形で取組まれてきた。しかし、数ある越境犯罪の中で人身取引の扱いは重いものではなかった。また、取組みの中心は刑事司法的対応であり、被害者保護などの被害者対応に関する協力はさほど進まなかった。

次に、2000年代に入り、人身取引に対する世界的な関心の高まりや様々な取組みの出現に後押しされる形で枠組み形成は進展した。人身取引の脅威と、対策における地域協力の必要性がASEANにおいて強く認識され、協力の枠組みや計画作りが進められてきた。この段階では、国際社会の潮流と同様に、人身取引が有する人権問題としての側面が重視され、対策における被害

者保護や人権の観点の重要性が認識され、文言で謳われた。また、加盟各国間の法制度や政策の平準化・調和化も徐々に進んでいる。

人身取引対策の地域的枠組み形成は、予期される困難さのわりには大きな進展を遂げていると評価できる。しかし、協力体制の形成においては、容疑者の取り締まり、逮捕、訴追といった刑事司法的対応が先行している状況にある。それは、「行動計画」の大部分が刑事司法的対応についてのものであることや、刑事司法的対応の協力を進めるために「専門家ガイドライン」が作成されたことから窺うことができる。また、前節でみた法制度の平準化・調和化の進展においても同様の傾向がある。

上述したように、「ASEAN 人身取引宣言」には被害者保護の観点が多く盛り込まれているが、宣言を具体的な政策と繋ぐ位置にある「行動計画」では、被害者保護の項目は少ない。つまり、宣言において、国連の「パレルモ議定書」の「精神を受容する揺るぎない願望を確認」と述べてはいるが、それを具体化する「行動計画」では明らかにトーンダウンしている。加えて、宣言では、被害者保護における地域的、国際的な枠組みを強化することが謳われているが、刑事司法的対応とは異なり、目立った取組みは行われていない。刑事司法的対応に焦点を当てた2007年の「専門家ガイドライン」に被害者に関する項目はあるが、被害者を事件の証人とする際の保護規定が示されているだけである⁴⁹⁾。明らかに刑事司法的対応と被害者への対応の間には取組みにギャップがある。

東南アジア地域においては、人身取引の被害者の保護や社会への再統合に関連する取り組みは、主に国際機関や国際 NGO、地元の NGO によって担われてきた。国家の関与はわずかなもので、地域的な協力もほとんど行われていなかった。人身取引対策の地域的協力は加害者の取り締まりや処罰だけではなく、被害者の保護や社会への再統合においても取り組まれるべきである⁵⁰⁾。

また、本稿では ASEAN という地域機構に焦点を当て、東南アジアにお

ける人身取引対策を地域レベルで検討したが、人身取引問題に対しては一国レベルでの取組みや、サブ地域あるいは地域を超えたレベルでの取組みが多層的に存在しており、そのような多層性において地域機構としてのASEANがどのような役割を担っているのかという視点が必要となろう。さらには、政府関係機関に加え、非政府アクターの地域レベルでの連携なども、問題への対策として重要な役割を担っており、地域協力の主体の多様性をも踏まえた総合的な検討が求められる。東南アジアにおいて人身取引対策の地域協力が本格化してからはまだ日が浅いため、今後、制度化の進展に加えて機能面での実態の把握および政策の評価を進め、新たな取組みに活かしていく必要がある。

本稿は、日本国際政治学会2009年度研究大会（2009年11月8日、神戸国際会議場）分科会セッションE・安全保障IV「非伝統的脅威と国際社会」における報告に基づいたものである。筆者の報告に対する、司会者、討論者および参加者の方々の有意義なコメントに感謝したい。

注

- 1) グローバリゼーションの過程が人身取引問題を生み出したというわけではないが、グローバリゼーションがこの問題の越境性及び及ぼす影響を拡大していることは間違いない。Ralf Emmers (2004) "Globalization and Non-Traditional Security Issues: A Study of Human and Drug Trafficking in East Asia," *Institute of Defense and Strategic Studies*, Working Paper, No. 62, pp.18-19.
- 2) Office of the Under Secretary for Global Affairs (2005) *Trafficking in Persons Report 2005*. U.S. Department of State Publication.
- 3) Nicola Piper (2005) "A Problem by a Different Name? : A Review of Research on Trafficking in South-East Asia and Oceania," *International Migration* Vol. 43 (1/2), p.203.
- 4) Annuska Derks (2000) *Combating Trafficking in South-East Asia: A Review of Policy and Programme Responses*, International Organization for Migration, p.16.
- 5) 例えば、東南アジアにおける政治・安全保障共同体の形成を謳ったASEANの文書で

- は、人身取引が「非伝統的脅威」として認識されている。The Association of Southeast Asian Nations (2009) *ASEAN Political-Security Community Blueprint*, ASEAN Secretariat, 2009. 非伝統的脅威に対応する非伝統的安全保障に関しては、Mely Caballero-Anthony, Ralf Emmers and Amitav Acharya eds.(2006) *Non-Traditional Security in Asia: Dilemmas in Securitisation*, Ashgate. を参照。
- 6) これらは頭文字をとって PPPR と表現される。
 - 7) Annuska Derks (2000) *Combating Trafficking in South-East Asia: A Review of Policy and Programme Responses*, IOM Migration Research Series, *International Organization for Migration*, p.20, Maruja M. B. Asis (2008) "Human Trafficking in East and South-East Asia: Searching for Structural Factors," In *Trafficking in Humans: Social, Cultural and Political Dimensions*, Sally Cameron and Edward Newman eds., United Nations University Press, p.198, 赤羽恒雄 (2007) 「東アジアにおける非伝統的安全保障と地域協力：国際労働移住、国際人身取引、HIV／エイズ問題を中心に」山本武彦、天児慧編『東アジア共同体の構築 1：新たな地域形成』岩波書店、p.381. マニラ・プロセスは現在は活動を行っていない。
 - 8) Ralf Emmers (2002) "The Securitization of Transnational Crime in ASEAN" Working Paper, *Institute of Defense and Strategic Studies*, p.8.
 - 9) 本名純 (2008) 「東アジアにおける非伝統的安全保障問題：テロと海賊（海洋犯罪）を中心に」東京財団政策研究部『アジアにおける非伝統的安全保障と地域協力』東京財団、pp.13-15、本名純 (2007) 「マフィア・国家・安全保障：東南アジアにおける越境犯罪の政治分析」日本国際政治学会編『国際政治』149「周縁からの国際政治」p.127.
 - 10) Joint Communiqué of the 29th ASEAN Ministerial Meeting, Jakarta, 20-21 July 1996.
 - 11) ASEAN (1997) ASEAN Vision 2020.
 - 12) ASEAN (1997) ASEAN Declaration on Transnational Crime.
 - 13) Joint Communiqué the 31st ASEAN Ministerial Meeting, Manila, Philippines, 24-25 July 1998, Hanoi Plan of Action, 6th ASEAN Summit, Hanoi, Vietnam, 15-16 Dec. 1998.
 - 14) ASEAN (1997) ASEAN Declaration on Transnational Crime.
 - 15) Joint Communiqué of the Second ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime (AMMTC), Yangon, 23 June 1999.
 - 16) ASEAN (1999) ASEAN Plan of Action to Combat Transnational Crime.
 - 17) ASEAN (1999) ASEAN Plan of Action to Combat Transnational Crime, 本名 (2007) 前掲論文、p.135.
 - 18) ASEAN (2002) Work Programme to Implement the ASEAN Plan of Action to Combat Transnational Crime.
 - 19) Joint Communiqué of the Third ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime

(AMMTC) Singapore, 11 October 2001.

- 20) 詳しくは、Ralf Emmers (2007) “International Regime-Building in ASEAN: Cooperation against the Illicit Trafficking and Abuse of Drugs,” *Contemporary Southeast Asia* 29(3).
- 21) ASEAN, Joint Declaration for a Drug-Free ASEAN, Manila, Philippines, 25 July 1998.
- 22) Joint Communiqué of the Second ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime (AMMTC), Yangon, 23 June 1999.
- 23) Joint Communiqué of the 33rd ASEAN Ministerial Meeting, Bangkok, Thailand, 24-25 July 2000.
- 24) ASEAN, ASEAN Declaration on Joint Action to Counter Terrorism Bandar Seri Begawan, 5 November, 2001, Joint Communiqué of the Special ASEAN Ministerial Meeting on Terrorism Kuala Lumpur, 20-21 May 2002, 佐藤孝一 (2005) 「非伝統的安全保障：海賊問題とイスラム・テロを中心に」黒柳米司編『アジア地域秩序とASEANの挑戦：「東アジア共同体」をめざして』明石書店、pp.152-155.
- 25) Joint Communiqué of the 34th ASEAN Ministerial Meeting, Hanoi, 23-24 July 2001.
- 26) Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention on Transnational Crime, 2000. 和訳については外務省ホームページを参照。http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/treaty/pdfs/treaty162_1a.pdf
- 27) 山田美和 (2009) 「人身取引問題に対するタイの法的枠組みにかんする一考察：ミャンマーからタイへの人口流入を背景として」『アジア経済』50(8)、pp.33-35.
- 28) Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention on Transnational Crime, 2000. 和訳については前掲の外務省ホームページを参照。
- 29) Anne Gallagher (2005) “Human Rights and Human Trafficking in Thailand: A Shadow TIP Report,” In *Trafficking and the Global Sex Industry*, Karen Beeks and Delila Amir, eds., Lexington Books, 2006, pp.140-141, Piper, *op. cit.*, p.228, fn. 18.
- 30) 谷村頼男 (2007) 「国際的な人の移動とトラフィキング」大久保史郎編『人間の安全保障とヒューマン・トラフィキング』日本評論社、p.26. アジア・太平洋地域における人身取引対策の背後では、米国、欧州連合、国連が、開発援助や資金提供を行う主要なドナーとしての影響力で、影の推進力となっていた可能性は極めて高い。Piper, *ibid.*, p.213.
- 31) 「バリ・プロセス」ホームページ、www.baliprocess.net、谷村 (2007)、前掲論文、p.25、赤羽 (2007)、前掲論文、p.382.
- 32) ASEAN (2002) Work Programme to Implement the ASEAN Plan of Action to Combat Transnational Crime.
- 33) 人身取引に対抗する地域的取り組みは、ASEAN で主に移民問題を扱う DGICM に

- いても AMMTC の監督下で行われてきた。2002年9月にバンコクで開催された第6回 DGICM では、後に ASEAN 公式首脳会議で採択される「人身取引とりわけ女性および子供の人身取引に対抗する ASEAN 宣言」が提案された。また、2002年の第6回および2003年の第7回の DGICM では人身取引対策における情報交換で SOMTC との連携強化を進めることが合意された。以降、人身取引対策の地域協力の枠組み作りは、DGICM と SOMTC を中心として進められている。Joint Press Statement, 6th Meeting of the ASEAN Director-General of Immigration Department and Heads of Consular Affairs Division of the Ministries of Foreign Affairs, 4, 6, September 2002, ASEAN, *Annual Report 2002-2003*, p. 8.
- 34) ASEAN (2004) ASEAN Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children.
 - 35) 例えば、Joint Communiqué of the Fifth ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime (AMMTC), Ha Noi, 29 Nov. 2005.
 - 36) Joint Communiqué of the 6th AMMTC Bandar Seri Begawan, 6 November 2007.
 - 37) ASEAN (2004) ASEAN Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children.
 - 38) ASEAN (2008) *ASEAN Responses to Trafficking in Persons: Ending Impunity for Traffickers and Securing Justice for Victims: Supplement and Update 2007*, 2008, p.4.
 - 39) ASEAN (2007) 2007-2009 Work Plan to Implement the ASEAN Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children.
 - 40) ASEAN における人身取引対策のうち、刑事司法的対応については、オーストラリア政府のオーストラリア国際開発庁 (Australian Agency for International Development: AusAID) との協力の下に進められている。ASEAN における人身取引への刑事司法的対応を強化するため、2003年4月に AusAID が資金援助する、人身取引を防止するアジア地域協力 (Asia Regional Cooperation to Prevent People Trafficking: ARCPPT) が開始された。タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーにおいてプロジェクトが実施されると同時に、ASEAN の SOMTC や事務局との協力が密接に進められた。ARCPPT は2006年に新たなプロジェクトである、人身取引アジア地域プロジェクト (Asia Regional Trafficking in Persons project : ARTIP) に引き継がれ、インドネシアとベトナムにもプロジェクトを拡大した。Melinda Sutherland (2007) "The AusAID Response to Human Trafficking in Southeast Asia," *UNEAC Asia Papers*, 19, pp.93-94, ASEAN, *Annual Report 2004-2005*, p.19.
 - 41) ASEAN (2008) *ASEAN Responses*, *op.cit.*, p.3, ASEAN (2007) *Criminal Justice Responses to Trafficking in Persons: ASEAN Practitioner Guidelines*.
 - 42) ASEAN (2004) ASEAN, Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children.
 - 43) 例えば、ASEAN (2006) *ASEAN Responses to Trafficking in Persons: Ending Impunity*

for Traffickers and Securing Justice for Victims.

- 44) パレルモ議定書での定義については上述。
- 45) Ralf Emmers (2003) "ASEAN and the Securitization of Transnational Crime in Southeast Asia," *The Pacific Review* 16(3), p.435. なお、この条約は人身取引のみを対象としたものではない。
- 46) ASEAN (2008) *ASEAN Responses*, *op.cit.*, p.4
- 47) United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region (UNIAP), Secretariat to COMMIT (2007) *The COMMIT Sub-Regional Plan of Action (COMMIT SPA) : Achievements in Combating Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region, 2005-2007*, 2007, p.16.
- 48) *Ibid.*, p.28.
- 49) ASEAN (2007) *Criminal Justice Responses to Trafficking in Persons: ASEAN Practitioner Guidelines*.
- 50) 言説上では地域レベル、各国レベルで被害者保護の重要性は繰り返し述べられており、それが地域協力に発展することが期待される。1国レベルでは、2004年以降、いくつかの国で被害者の保護を視野に入れた人身取引関連の立法がなされ（例えば、マレーシア（2007年）、カンボジア（2007年）、インドネシア（2006年）など）、また、政府が関与する一時避難シェルターや社会復帰プログラムの構築、運営が増えているようである。